

## 第2回甲種（新規）・乙種防火管理講習の開催について

消防法第8条に定める甲種又は乙種防火管理者の資格を取得するための講習会を次のとおり開催します。

《日 時》 令和3年3月4日（木）9時00分～16時00分（甲種・乙種共通）

5日（金）9時00分～16時00分（甲種のみ）

※甲種防火管理講習は2日間の受講が必要です。

《会 場》 光市大字岩田849番地 大和総合運動公園 大会議室

《対 象 者》 防火管理者を選任しなければならない防火対象物に勤務し、防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な立場にある方（※光地区消防組合の管轄区域（光市、田布施町及び周南市（平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。））内に所在する防火対象物に勤務する者又は管轄区域内に居住する者に限る。）

《定 員》 50名

《受 講 料》 4,300円（テキスト代等）

※講習初日の受付時に徴収します。お釣りのないよう準備してください。

《申込方法》 電話（消防本部予防課指導係：0833-74-5602）による事前予約後、郵送で申込みに必要な書類等を送付してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、郵送のみの対応となります。

### 【申込みに必要な書類等】

#### 1. 受講申込書

光地区消防組合のホームページ (<https://119.city.hikari.lg.jp>) に受講申込書の様式を掲載していますので、ダウンロードしてA4サイズの白紙に印刷してください。

#### 2. 受講票返信用封筒

受講票の受け取りに必要な住所及び氏名を明記し、84円切手を貼り付けてください。

#### 3. 写真1枚

- ・6ヶ月以内に撮影したもので、縦4cm、横3cmの大きさのもの
- ・正面からの上三分身像で、顔がはっきり分かり、無帽、無背景のもの
- ・裏面に氏名を記入したもの

#### 4. 講習の一部免除に係る免状等の写し※該当者のみ

《申込み先》 〒743-0011 光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部 予防課指導係

《申込期間》 令和3年1月25日（月）～2月12日（金）必着

※申込期間内であっても定員に達した場合は、締め切らせていただきます。

《受講票の送付》 受講申込書の受理後、受講票を送付します。なお、2月26日（金）までに受講票が到着しない場合は、下記の間合せ先までご連絡ください。

《講習科目の一部受講免除》

次のいずれかの資格を有する方は、講習科目（防火管理の意義と制度（甲種（新規）：おおむね2時間、乙種：おおむね1時間））の一部免除を受けることができます。

- ・消防設備点検資格者
- ・自衛消防業務講習修了者

※受講申込書と併せて該当の免状又は修了証の写しを送付してください。

《講習当日の留意事項》

- 1 講習の全課程修了後に修了証を交付いたします。原則として、遅刻又は早退等により、履修時間が不足した場合は、修了証の交付はできません。
- 2 筆記用具等は各自で準備してください。
- 3 実技講習（消火器等の取扱訓練）がありますので、動きやすい服装・靴でお越しください。
- 4 昼食は各自でご準備をお願いいたします。なお、昼食時の飲食は講習会場をご利用いただけます。
- 5 当日欠席する場合は、お早めにご連絡ください。

《講習開催に伴う新型コロナウイルス感染症予防対策について》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるため、感染予防対策を講じたうえで講習を開催いたしますが、今後の感染拡大状況により、急遽開催を中止する場合がありますのでご了承ください。なお、中止する場合は、当消防組合のホームページに掲載するとともに、個別にご連絡いたします。

また、受講に際し、受講者の皆様には次の事項についてご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 発熱、咳、咽頭痛等の風邪症状がみられる場合は、受講を見合わせてください。なお、受付時に非接触型体温計で検温を行いますのでご協力願います。（体温が37.5℃以上ある場合は、受講できません。）
- 2 入館前に備付けのアルコール消毒液で手指を消毒してください。
- 3 マスクの着用をお願いいたします。
- 4 定期的に室内の換気を実施しますので、ご理解願います。
- 5 万一、講師又は受講者に感染が確認され、保健所等に他の受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合は、受講者の連絡先等の情報を関係機関へ提供させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

《間合せ先》 〒743-0011 光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部 予防課指導係 TEL：0833-74-5602

